

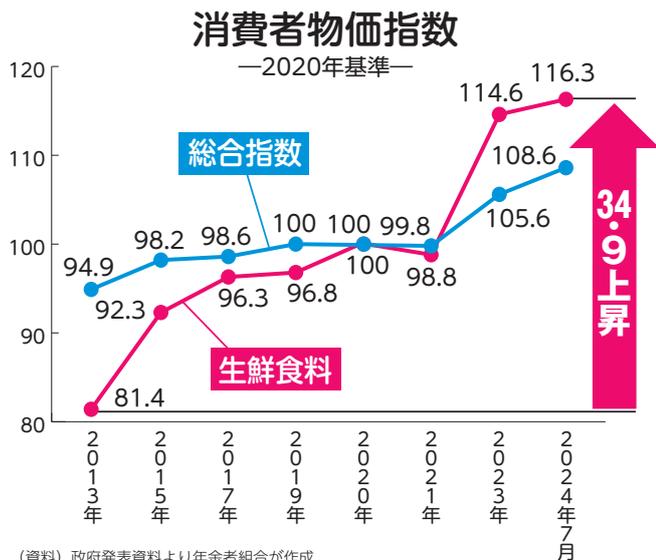
# 物価上昇上回る 年金の引き上げを

引き続き物価高騰に年金が目減りし、年金生活者は日々の暮らしに大きな不安を抱えています。とりわけ高齢女性は深刻で、生きていけるのかさえ疑わしい状態です。「2023年度の年金積立金運用益は45兆4千億円」と報道されています。積立金の活用で、物価上昇を上回る年金額の引き上げや現役労働者の保険料負担軽減は可能です。

## 止まることのない 物価高騰

物価は34カ月も連続して上昇。生鮮食品の物価指数は、2013年は81.4、2024年7月には116.3と34.9も上がっています。

国民年金法第4条は、「年金額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない」と明言。政府の責任で直ちに年金を上げるべきです。



## 「生活できる年金」を!

### 国際機関に申立

日本政府は、国連社会権規約委員会から「最低保障年金制度の導入」や「男女不平等の改善」を勧告されているにもかかわらず放置しています。「生活できる年金」「女性の低年金改善」を求め、年金者組合はILOや女性差別撤廃委員会及び社会権規約委員会に要請をして、日本政府に対して「国際基準の遵守」を働きかける取り組みをしています。

## 国の責任で生活できる年金支給を



全日本年金者組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル  
TEL 03-5978-2751 FAX 03-5978-2777 Email:honbu@nenkinsha-u.org

あなたも  
年金者組合へ

# 最高裁第二小法廷 判決1分21事案に不当判決

# 最高裁は 司法の役割をはたせ!

年金下げても  
違法ではない  
—最高裁—

年金裁判は平成24年改正法による「2.5%の年金減額」の取り消しと差額分の返還を求めた裁判です。地裁・高裁を経て最高裁に上告しています。これまでに22の原告団に「年金を下げても違法ではない」という不当判決が出されました。

全国の地裁で181人の原告が低年金、特に女性の厳しい生活を証言しました。「7万円の生活で一日一食」「エアコンは使わない、お風呂に入らず水のシャワー」など、年金だけでは生きていけないという高齢者の暮らしが多く、マスコミで紹介され、社会的な問題になっています。



## 年金は高齢者の命綱

# 256兆円ある年金積立金と 配当・利息年間2兆円の活用を



## 高齢者等の生活保障は憲法25条の責務 最高裁兵庫判決 三浦裁判官の補足意見

年金受給者にとって収入等の少ないかたの生活の困難は否定できず、高齢者を含むすべての国民の最低限度の生活を保障し、社会保障等の向上及び増進を図ることは、憲法25条が定める国の責務である。

## 女性の低年金改善のため 基礎年金のアップ模索

年金者組合女性部は、女性の低年金の改善を要求し、厚生労働省と懇談しました。

**Q** ひとり暮らしの83歳の女性年金3万円、清掃員として働いている。清掃代は5万円、息子から2万円の援助を受けている。このような低年金の実態をどのように把握しているか。

**A** 厚労省は女性の低年金は承知している。年金だけで生活していることを目的としていない。貯蓄など合わせて生活してほしい。低年金の実態をきいて参考になった。基礎年金のアップを模索している。

